主,文

原判決を破棄する。 被告人を懲役六月に処する。

被告人を感復八月に処する。 但し本判決確定の日より参年間右刑の執行を猶予する。

訴訟費用は全部被告人の負担とする。

理由

原審検察官検事高橋秋一郎、弁護人布施辰治の各控訴趣意は記録編綴の各控訴趣 意書の記載と同一であるので茲に引用する。

検察官の控訴趣意は要するに原判決は被告人に対する昭和二十三年政令第二百三 十八号違反の公訴事実につき法令の解釈適用を誤り此の点を無罪と断じたのは判決 に影響を及ぼすこと明らかな法令の適用の誤りであるから原判決は破棄を免れない というのであり弁護人の控訴趣意第一ないし第三点は要するに原判決は被告人に対 する公務執行妨害の公訴事実につき事実を誤認し有罪と断じて判決を言渡したが該 判決は理由にくいちがいがあり且法の下の平等と裁判の公正に関する憲法違反の不法判決であるから破棄さるべきものであるというのである。よつて記録を精査し、原判決を仔細に検討するに、原判決は昭和二十三年政令第二百三十八号違反の点を 無罪と断じたのは同政令の解釈を誤り判決に影響を及ぼすべき法令適用の誤りを犯 したものと認めるを相当〈要旨第一〉とする。何となれば後記自判の際摘示の証拠に より認定しうる「Aが被告人より手をつかまれてB</要旨第一>連盟C県本部事務所 の入口に引摺り出される当時Aは被告人に対し連盟が解散になりましたから財産の 接収に参りましたと告げた事実」は昭和二十六年五月二十二日政令第百六十号による改正前の政令第二百三十八号第十七条第二項、第十九条第三号制定の趣旨に鑑みるに右は当該吏員が解散団体の指定を受けたB連盟C県本部事務所の財産で国庫に 帰属した動産、不動産、債権その他の財産を点検調査をなし該当財産と認めたのは 持ち運ぶという趣旨の告知であることは瞭然である。従つてAの使用した「接収」 なる用語は前記第十七条の「検査」と同義であると解すべく、 よつて右告知は同条 に規定された検査の告知と解するを相当とすべきであるから被告人が強制接収をし ようとしているAの行為を妨害したので検査を妨害する意思はなかつたと述べてい るが接収を妨害する意思は即検査を妨害する意思に該当すると認定するのが相当の 解釈であるというべきである。

〈要旨第二〉なおAが右接収に赴いた際同人は被告人に対し前記改正前の政令第二百三十八号第十七条第三号所定の〈/要旨第二〉身分を示す証票を呈示するのを誤つて他の証票を呈示したのであるが当時Aは右政令所定の証票を携帯していたこと及びB連盟C県本部は解散になつたから其の財産の接収に来たと告げた事実は後記自判のとおり認定しうるのであるからAの検査行為は正当であり被告人はAが接収すべき財産の検査を実施しようとする真意を認識していたものと認めうるので、示した証票が誤つていつの一事を掴えて被告人の犯意阻却の事由とするのは適当でない。〈要旨第三〉更にAの右接収付為は前記政令第一条に基く保全措置であります。

〈要旨第三〉更にAの右接収行為は前記政令第六条に基く保全措置でありこの保全行為は同政令第十六条により道府〈/要旨第三〉県知事に代行させることが出来、代行を依嘱された知事は同政令第十七条第二項により当該吏員をして帳簿其の他の物件を検査させることが出来るのであつて之を拒み、妨げ、忌避したものは同政令第十九条第三号により処罰されることは明らかであるのに原判決は前記解釈を誤り其の結果政令第二百三十八条違反の点を無罪と断じ之れと一所為の関係にたつ公務執行妨害の点のみを有罪と認定して処断した違法は判決に影響を及ぼすべき法令の適用の誤りを犯しているというべきであるから原判決は破棄を免れない。検察官の論旨は理由がある。よつて刑事訴訟法第三百九十七条に則り原判決を破棄し、同法第四百条但書により当裁判所において更に改めて後記のとおり判決をなすべきものであるから弁護人の前記第一点ないし第三点に対する判断は之を省略する。

なお弁護人の控訴趣意第四点について、

この点についての判断は原審の判断と同旨であつて結局論旨は理由がないものと 認めるので排斥する。

「罪となるべき事実」

被告人は昭和二十一年春頃より昭和二十四年九月八日午前中法務総裁より解散を命ぜられるまでの間B連盟C県本部の委員長をしていたものであるが、同日午前七時半頃法務総裁の命により法務府民事局長が岩手県知事に対し同日解散団体に指定された前記連盟及び在D青年同盟の財産保全のため必要の措置を実施すべき旨無電をもつて通達があつたので同県地方課長Aは同県知事代理副知事Eより右通達に基く前記連盟の財産接収の命を受け同県地方課員主事F外十一名を伴い同日午後六時

「証拠の標目」

- 一、 原審第一回公判調書中の被告人の供述部分の記載(記録五十頁裏より五十 二頁裏八行目まで)
 - 一、原審第二回公判調書中の証人A同Fの各供述記載
 - 一、原審第六回公判調書中の証人Aの供述記載
 - 一、原審第三回公判調書中の証人G同E、同日同Iの各供述記載
 - 一、 原審第六回公判調書中の証人」の供述記載
- 一、 押収にかかる証第三ないし第九号の各書面の記載及び証第一号の存在を綜合して判示事実を認定する。

「法令の適用」

被告人の所為中財産の検査を拒んだ点は解散団体の財産の管理及び処分等に関する前記改正前の昭和二十三年政令第二百三十八号第十七条第二項第十九条第三号罰金等臨時措置法第二条第四条に公務の執行を妨害した点は刑法第九十五条第一項当るところ右は一個の行為で二個の罪名に触わる場合に該当するので同法第五十四条第一項前段、第十条により重い前者の罪につき定めた刑に従うべく所定刑中懲役刑を選択し、定められた刑期範囲内で諸般の情状を斟酌し被告人を懲役六月に処し、同法第二十五条を適用して本判決確定の日より参年間右刑の執行を猶予すべく、訴訟費用は刑事訴訟法第百八十一条第一項により全部被告人の負担たるべきものとして主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 松村美佐男 裁判官 蓮見重治 裁判官 檀崎喜作)